

食品寄附等に関するDX分科会 第1回

食品寄附データに 係る基礎資料

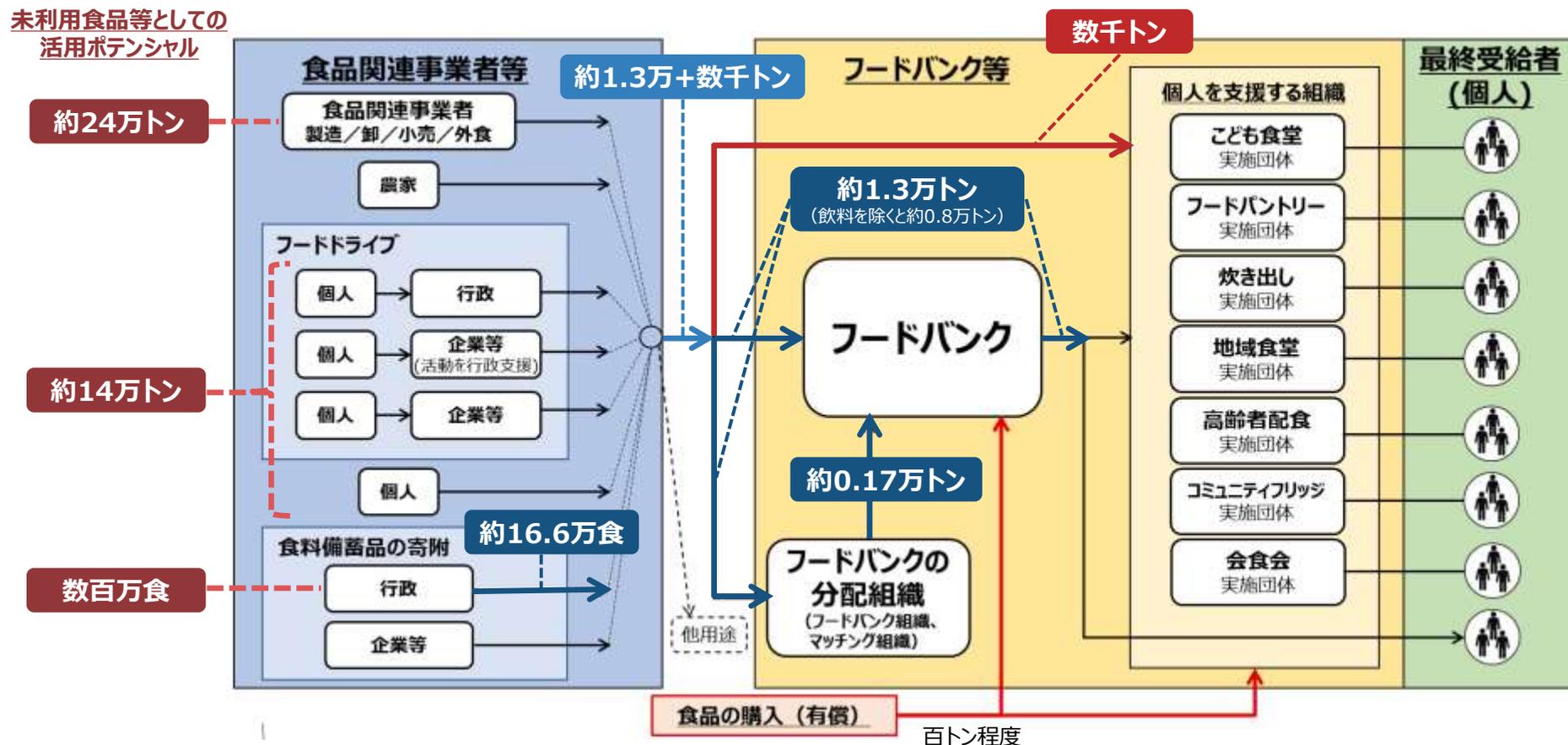
2024年6月24日

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(1) 寄附食品の取扱量及び、未利用食品等の活用ポテンシャル

- 日本における寄附食品の取扱量及び、未利用食品等としての活用ポテンシャルは以下のとおり推計される。

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図と食品取扱量



※ 量的関係は2022年時点を想定して整理されているが、厳密ではない。
※ あくまで調査時点での検討結果であり、精緻化に向けては、更なる情報の収集・検討が望まれる。

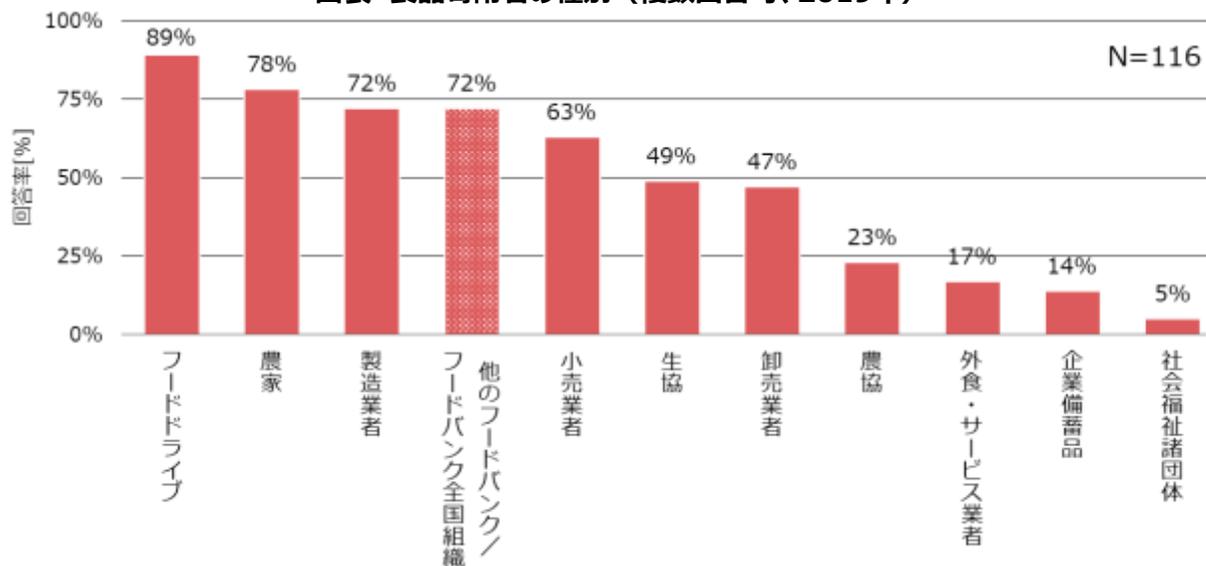
出典：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」を基に、NTTデータ経営研究所加工

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(2) 食品寄附者の種別

- 2019年時点の調査結果では、「フードドライブ」からの提供があったと回答するフードバンクが全体の9割弱を占めており、多くのフードバンクで、個人からの食品提供を受入れている実態がうかがえる。
- 食品提供者を業種別に見ると、「農家」「製造業者」「小売業者」「生協」「卸売業者」の順に多く、特に「農家」「製造業者」を挙げるフードバンクは7割以上であった。

図表 食品寄附者の種別（複数回答可、2019年）



※ 「サービス業者」は、食品を提供するサービス業である葬祭場、パチンコ業者等を指す。

※ 「社会福祉諸団体」は、行政機関、社会福祉協議会、フードバンク以外のボランティア組織、寺院、教会等を指す。

※ 「フードドライブ」は、個人の団体への持ち込み、フードドライブボックスからの回収、行政・企業・学校等が主催して回収・提供されたもの等の全てを含む。

※ 本回答は食品提供者からの提供有無を集計したものであり、取扱量の多寡を反映してはいない点に注意が必要である。

出典：農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務報告書（令和6年3月）」

1. 国内の食品寄附を取り巻く概況

(3) 寄附食品の種類から見た食品寄附者の割合

- 2021年の調査によると、食支援活動（こども食堂に限らない）における食品提供者の構成は以下のとおりであり、多様な主体との協力が見られた。最も協力関係にある食品提供者は、多くの品目で、「社協、活動団体のネットワーク・中間支援組織、フードバンク」であった。特に、「米」「レトルト食品、インスタント食品」「菓子類」「飲料」は回答活動の5割以上であった。一方、「米」「野菜、果物」については、「地域の農家・商店・活動団体・個人」から提供を受ける事例も多かった。

図表 食材・食品の種類別の食品提供者（複数回答、2021年）【実施中の活動】（N=476活動）

食品・食材	食品提供者の種類	全国規模の企業・スーパー、コンビニ	地元企業、サービスクラブ	地域の農家・商店・活動団体・個人	都道府県	市区町村	社協、活動団体のネットワーク・中間支援組織、フードバンク	生協（店舗除く）	農協（店舗除く）	その他
■ 米		12.0%	15.5%	51.7%	5.5%	7.4%	53.2%	7.1%	15.5%	7.6%
■ 肉、魚		5.7%	14.1%	16.2%	1.7%	1.3%	30.9%	3.4%	0.6%	2.3%
■ 野菜、果物		4.4%	11.3%	61.6%	1.5%	3.6%	30.3%	5.9%	8.4%	2.1%
■ 冷凍・冷蔵の惣菜・食材・食品		8.4%	17.0%	20.2%	1.7%	1.9%	40.8%	5.7%	0.6%	1.7%
■ レトルト食品、インスタント食品		16.6%	13.9%	22.9%	1.9%	6.1%	56.7%	6.7%	1.3%	0.8%
■ 調味料		10.1%	8.0%	24.6%	0.2%	2.5%	43.5%	5.9%	1.1%	0.2%
■ 菓子類		17.4%	18.9%	37.2%	1.3%	4.0%	55.0%	5.0%	1.1%	0.6%
■ 飲料		18.5%	11.6%	27.1%	1.9%	4.8%	54.2%	6.1%	1.9%	0.8%
■ お弁当		8.0%	5.7%	4.6%	0.2%	0.4%	5.9%	0.2%	0.0%	0.4%
■ その他		3.8%	4.4%	9.2%	0.6%	3.4%	12.6%	1.3%	0.4%	1.3%

※こども食堂に限らない結果である点に注意。

※本結果は実績の有無であり、実際の食品取扱量の多寡ではない点に注意。

出典：一般社団法人全国食支援活動協力会、千葉大学人文科学研究院 清水洋行研究室「「2021年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」の集計結果（数値データ版）（2022年4月15日）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

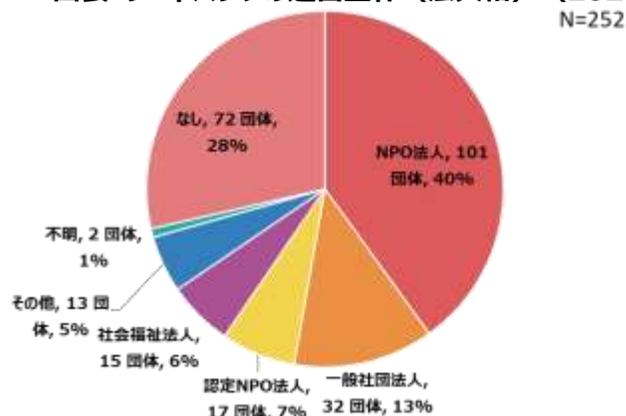
2.我が国のフードバンクの現状

(1) フードバンクの組織形態及び、団体数等

組織形態

- 2023年時点におけるフードバンクの運営主体（母体法人含む）は、約71%が法人格を取得していた。具体的には「NPO法人」が最も多く40%であり、次いで「一般社団法人」「認定NPO法人」「社会福祉法人」であった。これらで全体の約66%を占めた。
- 法人格を取得していない団体も28%存在していた。なお、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」等にて、フードバンク活動の要件等として法人格の有無は定められてはいない。ただし、税制上の優遇措置（寄附金の損金算入等）が適用されるためには、認定NPO法人等への登録が必要となる²。

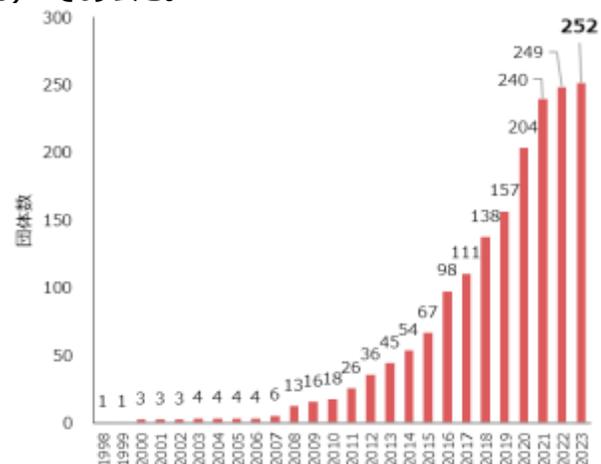
図表 フードバンクの運営主体（法人格）（2023年）



- 出典：
- 1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」
 - 2 農林水産省「【食品関連事業者の皆様へ】食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか？フードバンクに係る税制について」
 - 3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

団体数と活動開始時期

- 農林水産省「フードバンク活動団体一覧」では、2023年時点で252団体から報告があった（ただし、うち17団体は、団体名称に「食堂」を含む）。252団体を対象に、フードバンク活動の開始時期を経年で整理したところ、団体数の拡大が確認された。
- フードバンク活動を開始した時期に着目すると、2011～2020年に活動を開始した団体が74%、2021年以降に活動を開始した団体が19%である。
- 9割以上の団体が2011年以降に活動を開始しており、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された2019年以後に活動を開始した団体は114団体（45%）であった。



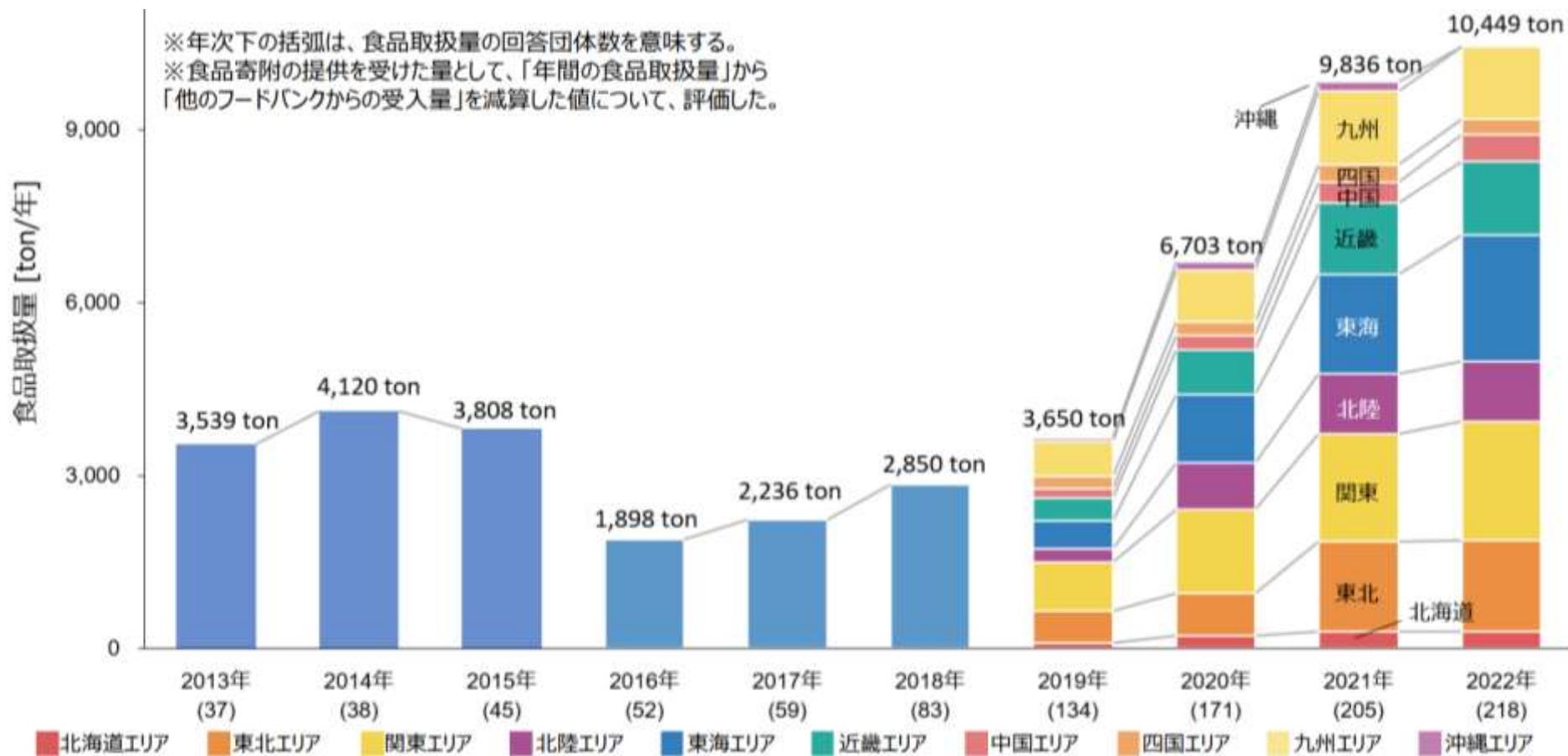
- 出典：農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状

(2) フードバンクにおける食品取扱量

- 日本全国のフードバンクにおける食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）は以下のとおり。
- 2020年以後に規模が特に拡大したと確認され、2022年の実績値は10,449トンであった。

図表 食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）



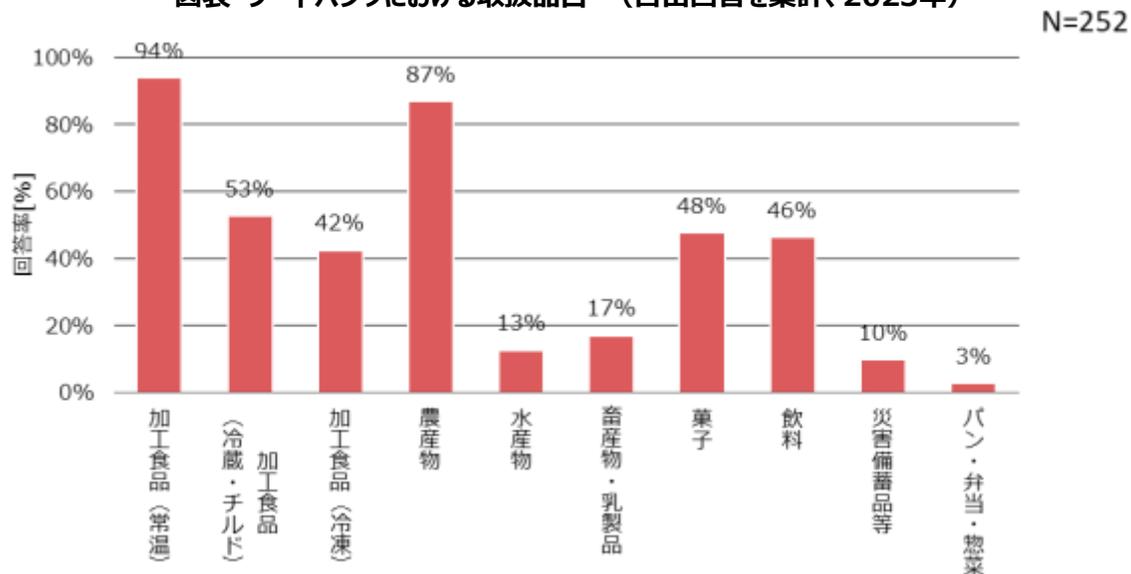
出典：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状

(3) フードバンクにおける寄附食品の種類

- 2023年時点において、最も取扱いの多い品目は「加工食品（常温）」であり、94%の団体に取扱いがあった。次いで、「農産物（米、野菜、果物等のいずれか一つ以上を回答）」を取扱う団体が87%と多かった。
- 設備が必要となる「加工食品（冷蔵・チルド）」を取扱う団体は53%と半数程度であり、「加工食品（冷凍）」を取扱う団体は42%であった。

図表 フードバンクにおける取扱品目（自由回答を集計、2023年）



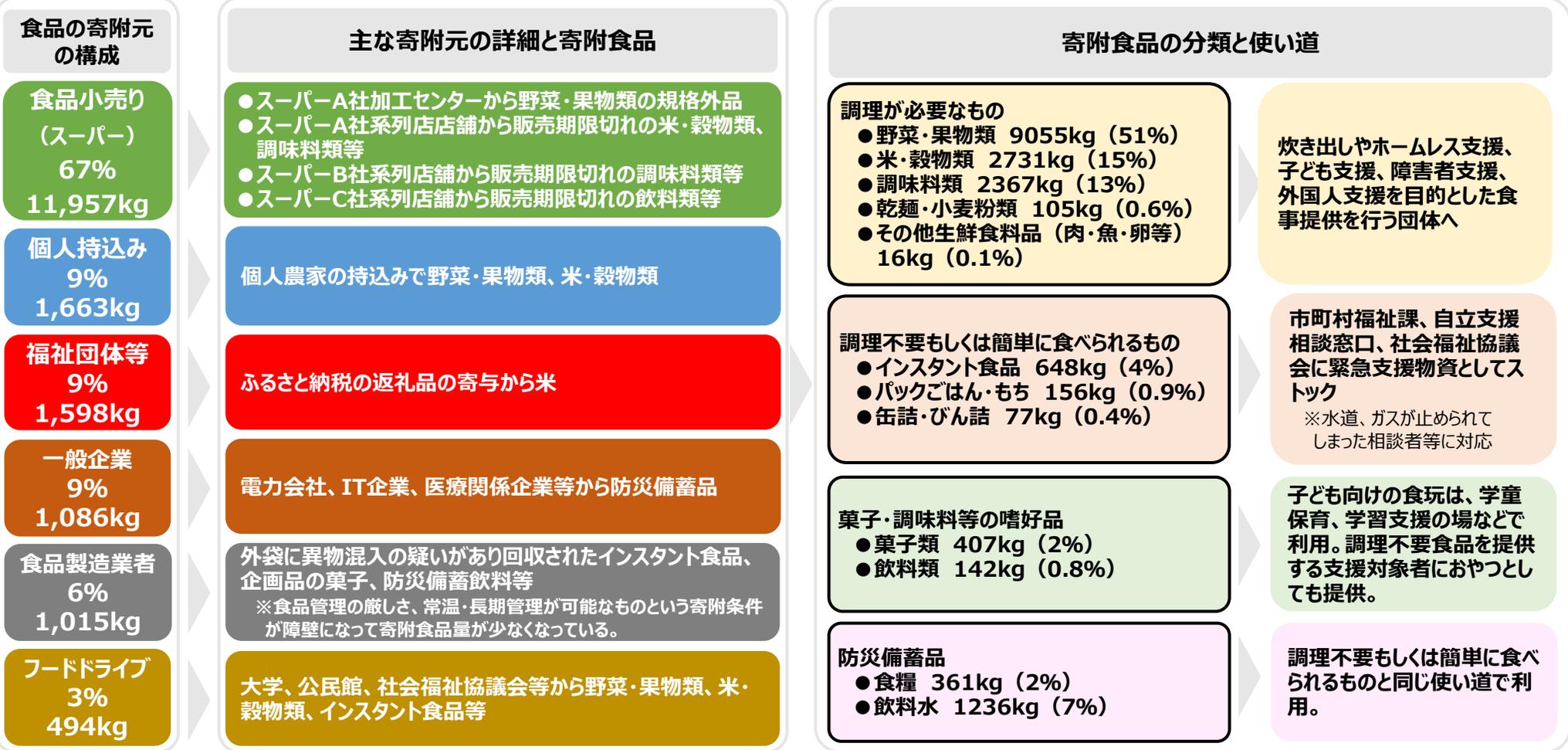
- ※ 加工食品（常温）には加工食品（温度に関する言及無）、レトルト食品、缶詰、乾麺、カップ麺、ルー等、農産物には米、野菜、果物等、水産物には魚、海藻類（わかめ）等、畜産物には、肉、卵等と回答した団体をそれぞれ含む。
- ※ 出所2では、出所1における自由回答から、特定のキーワードを含むものを抽出・集計し、上記グラフを作成している。そのため、抽象的な表現（“食品”のみ等）で記載していた団体の回答等は集計されていない他、団体によっては取扱品目を網羅的に回答していない可能性があることに留意されたい。
- ※ 本回答は取扱いの有無を集計したものであり、取扱量の多寡を反映してはいない点に注意。

出典：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状

(4) フードバンクを介した食品フローの分析事例（フードバンク岡山（2016年度）のケース）

- フードバンクは、多様な寄附元から食品を集め、集めた食品についても、保存の要否や受領者のニーズ等を踏まえ、多方面に提供を行っている。
- 多方面との調整を行っていく上では、マッチングを効率的に行っていく必要があるものと思料。



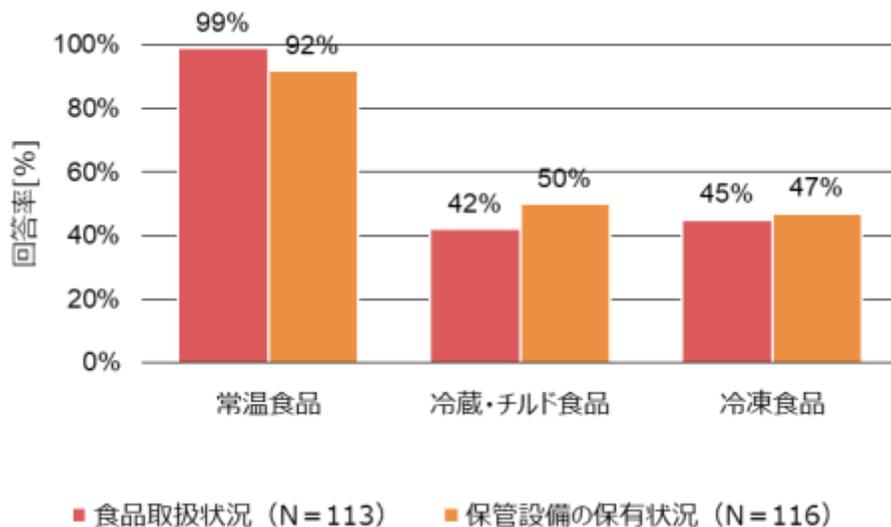
出典：石坂薫ほか「フードバンクに寄付される食品の解析～どこから来てどこで活用されるのか」（第28回廃棄物資源循環学会研究発表会 講演原稿2017）に基づき消費者庁作成

2.我が国のフードバンクの現状

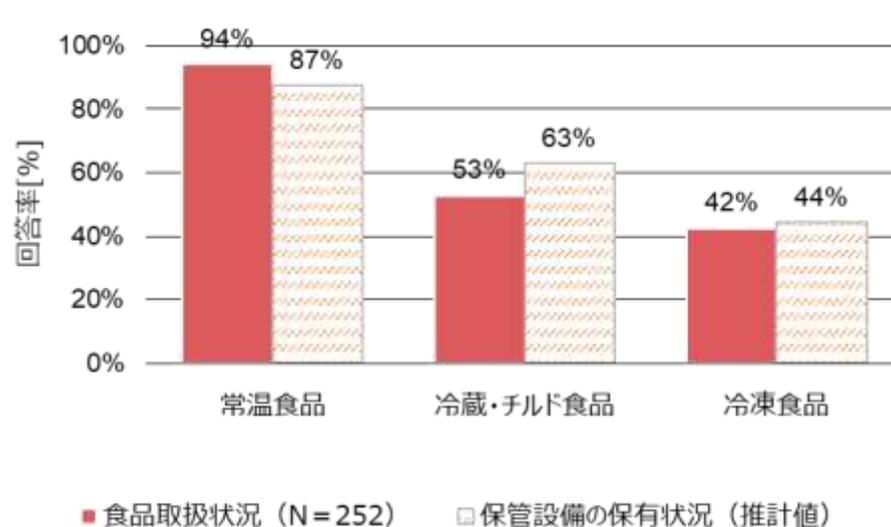
(5) フードバンクにおける温度帯別（常温・冷蔵・冷凍品）の取扱い状況

- 2019年時点の調査結果¹では、9割以上のフードバンクが常温食品の保管設備を保有し、ほぼ全てのフードバンクで常温食品を取扱っていた。一方で、冷蔵・チルド食品、冷凍食品の保管設備を保有しているフードバンクは5割程度であり、取扱い状況は4割程度であった。冷蔵・チルド食品、冷凍食品の取扱いの拡大には、保管設備が課題であると推察される。
- 2023年時点では、2019年と比べて冷蔵・チルド食品を取扱う団体の割合が増加していることも確認され、冷蔵・チルド食品の保管設備を保有する団体も増加傾向にあることが示唆された。

図表 フードバンク団体の食品温度帯別取扱い状況と保管設備の保有状況（2019年）



図表 フードバンク団体の食品温度帯別取扱い状況と保管設備の保有状況（2023年）



※ 2019年における食品取扱状況と保管設備の保有状況の比率が2023年も変わらないと仮定し、2023年における保管設備の保有状況を推計している。

出典：1 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状

(6) 関係法令等の適用関係（フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き）

- フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、フードバンク活動における留意事項については、農林水産省の「2018年9月改正」）が参照される場合が多い。
- 同手引きの対象範囲は、食品関連事業者から提供された食品の譲渡に係る活動のみであり、調理を伴う活動は対象外である。

『フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き』の構成と主な内容

1 本手引きの目的 <ul style="list-style-type: none">食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保に関する手引きを作成し、食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じてフードバンク活動団体におけるこれら食品の取扱いを促進すること。	6 情報の記録及び伝達 <ul style="list-style-type: none">食品関連事業者等、フードバンク活動団体、提供食品の受取先（施設及び団体等に限る）において、各種事項を記録・保存する。
2 本手引きの対象範囲 <ul style="list-style-type: none">国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とし、調理を伴う活動については含まない。	7 関係者とのコミュニケーションの構築 <ul style="list-style-type: none">フードバンク活動団体は、食品ロスの現状、フードバンク活動の果たす役割、フードバンク活動の状況について、食品関連事業者等をはじめ広く一般に情報発信するとともに、定期的な情報交換を通じて、信頼性の向上に努める。また、食品の安定供給を図るため、必要に応じて、他のフードバンク活動団体や地方自治体等関係機関との連携に努める。
3 食品の提供又は譲渡における原則 <ul style="list-style-type: none">食品関連事業者及びフードバンク活動団体は、最終的に食品を受け取る団体及び個人の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行う。消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に譲渡しない。	8 その他 <ul style="list-style-type: none">フードバンク活動団体は、本手引きのほか、従前のとおり、食品衛生法、食品表示法これらに基づく基準、条例等に従うものとする。なお、食品衛生に関して、開設時など、適時、所在地を所管する保健所に相談することが望ましい。また、食品関連事業者等、フードバンク活動団体及び受取先は、食品の提供又は譲渡において知り得たそれぞれの者に関する情報を厳重に管理し、当事者の同意なしに提供しない。
4 関係者間のルール作り <ul style="list-style-type: none">食品関連事業者等とフードバンク活動団体との間におけるルールづくりとして、以下を実施する。<ul style="list-style-type: none">提供食品の情報の把握契約書又は合意書の作成・保有フードバンク活動団体における事業報告書等の備付け及び閲覧同様に、フードバンク活動団体と食品の受取先との間におけるルールづくりとして、以下を実施する。<ul style="list-style-type: none">受取先の要望の把握食品の譲渡に当たっての遵守事項等の確認・合意	(記載例 1～7) <ul style="list-style-type: none">以下に関する記載例を紹介。<ul style="list-style-type: none">食品の提供・譲渡に関する合意書（食品関連事業者等・フードバンク活動団体）食品の譲渡に関する合意書（フードバンク活動団体・食品の受取先団体）衛生管理点検表（1回/日）、（1回/週）、（1回/月）、（1回/年）、温湿度チェック表食品提供履歴管理表（食品関連事業者等用）食品提供履歴管理表（フードバンク用）廃棄・亡失管理表食品の苦情対応
5 提供食品の品質・衛生管理 <ul style="list-style-type: none">食品関連事業者等・フードバンク活動団体における、提供食品の品質確保、衛生管理に関する各種事項を整理。（表 1～13を参考に、適正に管理。）	

出典：農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、2018年9月改正）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状

(7) 管理状況<1/2> (フードバンク向け手引きにおける規定)

- 手引きでは、第6章で「情報の記録及び伝達」について整理している。保存期間は原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認することとされる。なお、**2019年時点の調査結果では、約82%のフードバンクが、食品の取扱い記録を作成・保存しており、食品の追跡が可能と回答した**（集計対象：111団体）。
- **提供食品が印字のズレ等、通常の販売が困難な食品**については、食品関連事業者等が「訂正後の情報を当該フードバンク活動団体が認識できるよう適切に伝達するもの」とされており、食品寄附での活用を禁止されてはいない。

図表 手引きにて記録を作成し保存することが推奨されている項目

項目	食品関連事業者等	フードバンク	食品の受取先 (施設・団体)
① 名称	●	●	フードバンクに 準じた事項に 関する記録を 作成、保存する。
② 入出荷数量（食品関連事業者等→フードバンク→食品の受取先）	●（出荷）	●（入荷／出荷）	
③ 保存の方法	●	●	
④ 消費期限又は賞味期限	●	●	
⑤ アレルゲン	●	●	
⑥ 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別、 その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項	●	●	
⑦ 入出荷年月日	●（出荷）	●（入荷） ●（出荷）	
⑧ 食品提供先／提供元の名称（食品関連事業者等→フードバンク→食品の受取先）	●（提供先）	●（提供元） ●（提供先）	
⑨ 配送場所／受取場所（食品関連事業者等→フードバンク）	●（配送場所）	●（受取場所）	
⑩ 出荷場所／譲渡場所（フードバンク→食品の受取先）		●（出荷場所） ●（譲渡場所）	
⑪ 廃棄又は亡失をした場合には、その名称、数量、年月日、廃棄又は亡失の理由		●	
⑫ 外寸	●	●	
⑬ 重量	●	●	
⑭ 品温（食品関連事業者等→フードバンク）	●（受渡時）	●（受取時）	

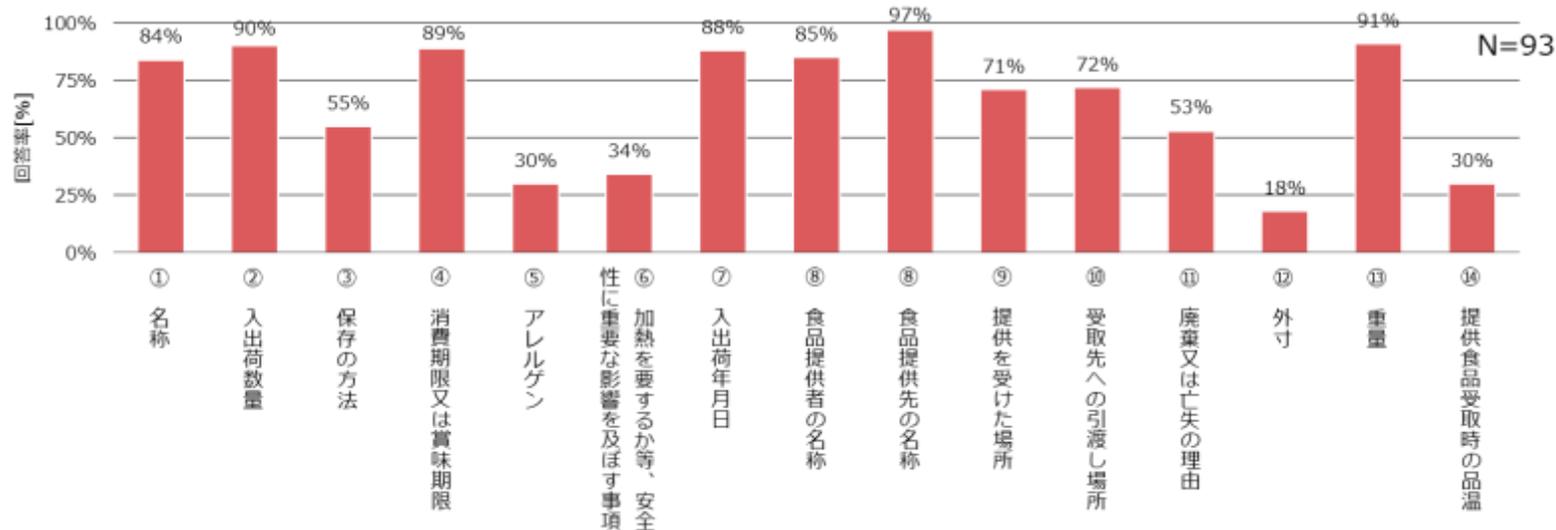
出典：1 農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、2018年9月改正）」（pp.11-12、22-23）※表記の一部を、本調査の表現に修正。2 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」（p.28）※出典の回収数は116だが、無回答5団体を除外して集計。3 消費者庁「令和5年度日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状

(7) 管理状況<2/2> (フードバンクにおける実際の記録状況)

- 前頁で整理した「手引きにて記録を作成し保存することが推奨されている項目」について、2019年時点の調査結果によると、項目毎に、記録実態にばらつきがあることが確認された。食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクのうち、8割以上が「①名称」「②入出荷数量」「④消費期限又は賞味期限」「⑦入出荷年月日」「⑧食品提供者/提供先の名称」「⑬重量」を記録しており、これらの項目が主な記録内容と考えられる。
- 一方、「⑤アレルギー」「⑥加熱を要するか等、安全性に重要な影響を及ぼす事項」「⑫外寸」「⑭提供食品受取時の品温」を記録している割合は4割未満であった。
- なお、一部のフードバンクにヒアリングしたところ、個人を支援する組織の具体的な活用方法、個人を支援する組織同士での授受等については、詳細な情報の記録はできていないのではないかと疑問も挙がった。

図表 食品取扱の記録情報（複数回答可、2019年）



※ 出典2では、出所1におけるアンケート調査の回収数116より前設問で「食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない」と回答した団体、及び本設問の無回答団体計23団体を除外し、集計している。

※ 前頁の「図表 手引きにて記録を作成し保存することが推奨されている項目」の項目に対応するよう、各選択肢に数字を加筆した。

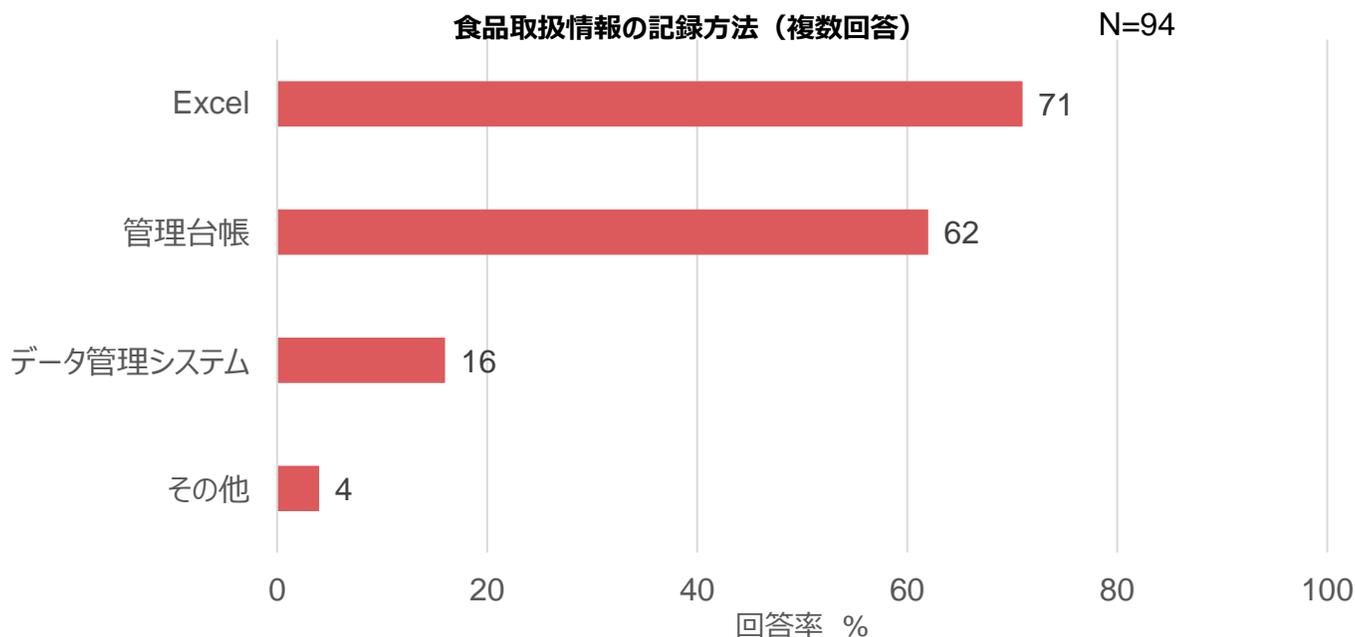
※ 出典2では、出所1における表現等を一部修正している。

出典：1 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2.我が国のフードバンクの現状 (8) その他（データ取扱い状況）

フードバンクにおける食品取扱情報の記録方法

- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの7割強が、情報の記録方法として「**Excel**」を使用している。
- また、食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの6割強は「管理台帳」を使用している。
- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの2割弱では、「**Excel**」以外の「データ管理システム」を使用している。
- その他の方法としては「伝票の保管」、「写真撮影」、「バーコードを活用した管理」との回答があった。「写真撮影」と回答したフードバンクは「食品受取先への提供量が多いと記録が大変になるために写真撮影を採用した」としている。
- なお、食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンク**91**団体のうち、**43**団体は、下掲の4つの方法の2つ以上を併用している。**48**団体は、1つの方法でのみ情報を記録している。



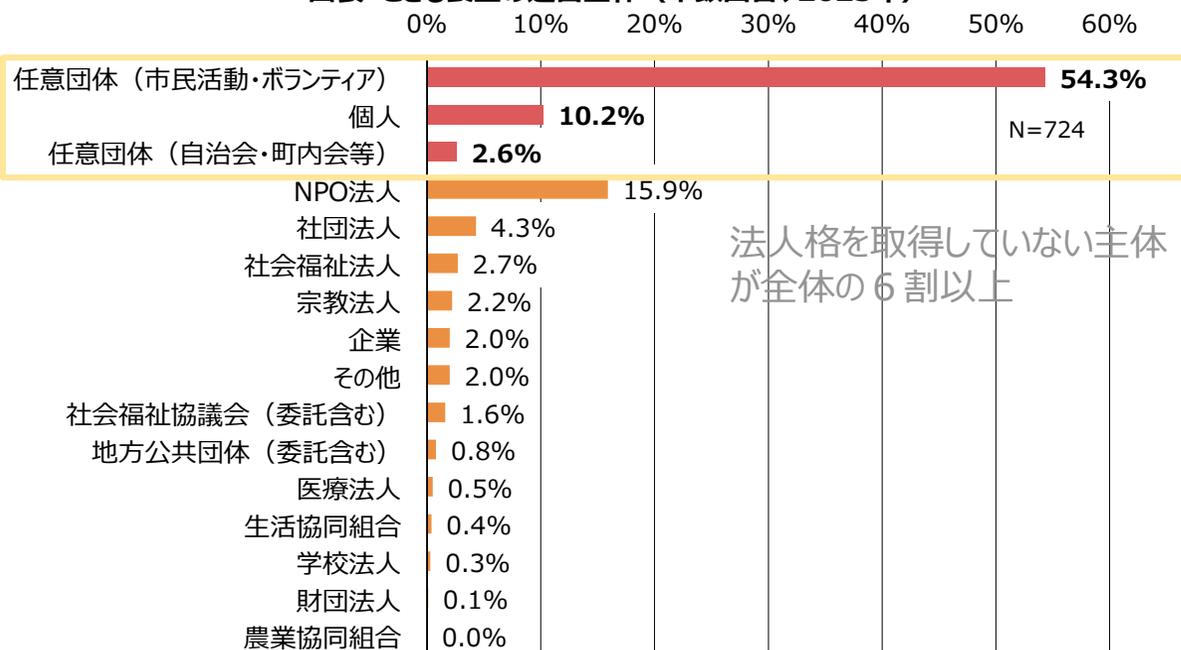
3.我が国の子ども食堂の現状

(1) 組織形態及び、団体数等

組織形態

- 2023年時点における子ども食堂の運営主体は**法人格を取得していない主体が多く、全体の6割以上を占めた。**(内訳としては、「任意団体（市民活動・ボランティア）」が最も多く54.3%であり、「個人」10.2%、「任意団体（自治会・町内会等）」2.6%である。)
- 法人格を取得している場合は、「NPO法人」が最も多く15.9%であり、次いで「社団法人」が4.3%、「社会福祉法人」が2.7%であった。これら3種の法人で全体の約2割を占めた。

図表 子ども食堂の運営主体（単数回答、2023年）

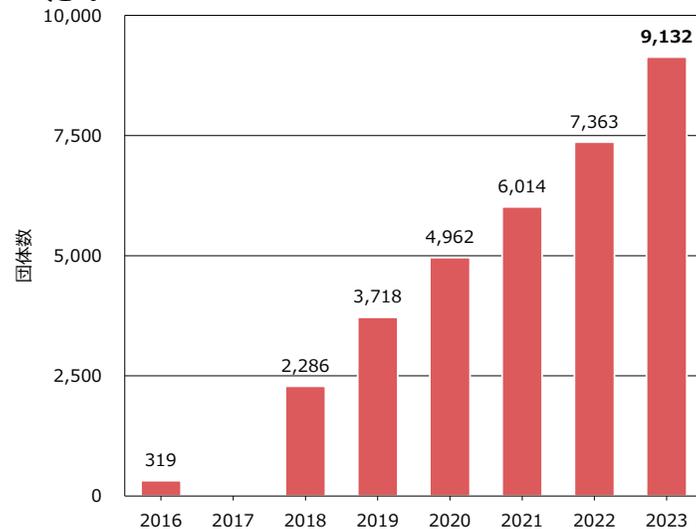


※その他としては、「労働者協同組合」「株式会社」「合同会社」「NPO法人申請を準備」「一般社団法人」「自主団体」「地域自主組織など」等が挙げられた。

出典：認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ「子ども食堂の現状&困りごとアンケート vol.8 結果報告（2023年7月18日）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

団体数

- 2023年に実施された全国の子ども食堂の箇所数調査では、**9,132箇所**の子ども食堂が確認された¹。同調査は2018年以降毎年実施されており、**子ども食堂の報告数は例年増加している。**
- 子ども食堂に対して活動を開始した時期を尋ねると、約98%の団体が2011年以降に活動を開始しており、**新型コロナウイルス感染症の影響が生じた2020年以降に活動を開始した団体は335団体（約46%）であった²。**



※認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえおよび地域ネットワーク団体等が調査し、確認された結果

※2016年は朝日新聞調べ。2017年は調査が実施されていない。2018年以降は認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ、及び地域ネットワーク団体調べ。

出典：1 認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ「子ども食堂全国箇所数調査2023 資料1「子ども食堂全国箇所数調査2023結果（確定値）のポイント（2024年2月22日）」（p.1）2 認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ「子ども食堂の現状&困りごとアンケート vol.8 結果報告（2023年7月18日）」（p.7）、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

3.我が国のこども食堂の現状

(2) こども食堂、フードパントリーにおける寄附食品の種類

- 2021年の食支援活動を対象とした調査によると、食支援活動（こども食堂含む）にて、過去1年以内に食品・食材の寄附を受けた経験は以下のとおりである。こども食堂の8割前後では、「米」「野菜、果物」「レトルト食品、インスタント食品」「菓子類」「飲料」の寄附を受入れている。また、「肉、魚」「冷凍・冷蔵の惣菜・食材・食品」「調味料」も6～7割の団体にて寄附を受入れている。
- 他の活動を見ると、フードパントリーについては、こども食堂と概ね同様の受入れ状況にあった。

図表 過去1年以内に寄附を受けた食品・食材（複数回答、2021年）【実施中の活動】

食支援活動の種類 食品・食材	合計	配食サービス	こども配食	会食会	地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ	こども食堂	フードパントリー
	473活動	79活動	39活動	11活動	55活動	178活動	111活動
■ 米	80.6%	45.6%	94.9%	36.4%	69.1%	89.3%	96.4%
■ 肉、魚	52.1%	21.5%	59.0%	18.2%	52.7%	61.2%	59.5%
■ 野菜、果物	77.2%	51.9%	69.2%	27.3%	76.3%	87.6%	86.5%
■ 冷凍・冷蔵の惣菜・食材・食品	60.7%	30.4%	74.4%	18.2%	54.5%	68.5%	72.5%
■ レトルト食品、インスタント食品	72.8%	35.5%	97.4%	18.2%	61.8%	79.2%	91.0%
■ 調味料	62.6%	34.2%	79.5%	9.1%	58.2%	66.3%	78.4%
■ 菓子類	77.0%	43.1%	92.3%	18.2%	67.3%	88.7%	87.4%
■ 飲料	72.6%	38.0%	82.1%	18.2%	63.6%	83.7%	85.6%
■ お弁当	19.9%	12.7%	38.5%	0.0%	10.9%	20.7%	23.4%
■ その他	21.8%	10.0%	12.8%	9.1%	29.1%	20.2%	33.3%

※本結果は実績の有無であり、実際の食品取扱量の多寡ではない点に注意。

出典：一般社団法人全国食支援活動協会の、千葉大学人文科学研究院 清水洋行研究室「「2021年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」の集計結果（数値データ版）、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

4.食品データに関する規格

(1) PITS標準項目とGTIN (JANコード)

- 食品データに推奨される規格として、商品情報授受標準化会議が策定した**PITS (Product Information Transfer Standard) 標準項目**及び国際標準の商品識別コードである**GTIN (JANコード)**がある。

※日本国内においては、GTIN はJANコード (Japanese Article Number) と呼ばれている。

P I T S標準項目及びGTIN (J A Nコード) の概要

項目	PITS標準項目	GTIN (JANコード)
目的	各メーカーが商品規格書を作成。卸売業者を通じて、 小売業者や外食業者に効率よく情報を提供するために、提案された規格¹	「どの事業者の、どの商品か」を表す国際標準の商品識別コード 主に商品 (単品) を識別する13桁又は8桁のコードが規格され、①GS1事業者コード (9桁、10桁または7桁)、②商品アイテムコード (3桁、2桁または5桁)、③チェックデジット (1桁) で構成されている。
加盟企業	2023年6月現在：48社・団体 (製造業：18社、卸売業：11社、賛同団体：7団体、賛同企業：9社、小売業：3社)	2021年時点において約13万件 ⁴ (GEPIR (Global Electronic Party Information Registry) で検索可能)
標準項目	主に商品名、メーカー名、画像情報、商品サイズ、アレルギー物質情報、アレルギーコンタミ注意喚起、栄養成分情報、商品情報 (消費期限・調理法、原材料等)、企業情報 具体的な項目は下記リンクを参照 ^{2 3}	GS1事業者コード (事業者名)、商品アイテムコード (商品名) の他、JICFS/IFDB (JANコード統合商品情報データベース) に別途登録していれば、食品分類の確認が可能 ⁵ また、一般財団法人流通システム開発センターが2019年10月より開始したサービスGS1 Japan Data Bankを利用することにより、JANコードを発行・管理し、商品識別情報、総重量、サイズ、ロケーション等の具体的な情報を登録することができる。 ※2020年4月現在で登録事業者数は約2,200、登録アイテム数約32,000 ⁶

出典：

1 標準商品企画書ガイドライン http://www.gaishokukyo.or.jp/pdf/20150701_2.pdf

2 PITS標準項目 第3版 https://jii-inforex.co.jp/Download/pits_03.pdf

3 PITS標準フォーム第3版 https://jii-inforex.co.jp/Download/pitsform_03.pdf

4 JANコードについて知ろう① 基礎編・利用開始編 <https://www.logizard-zero.com/columns/jancode1.html>

5 JICFS分類基準書 https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/1312jicfs_bunrui-kijyunsho.pdf

6 JANコードについて知ろう③ 世界で活用される「GTIN」、新しいデータベース「GJDB」編 <https://www.logizard-zero.com/columns/jancode3.html>

4.食品データに関する規格

(2) PITS標準項目とGTIN (JANコード) のイメージ

- ①PITS標準項目と②GTIN (JANコード) を比較すると、①の方がアレルギー情報や調理方法等の具体的な食品データ項目が網羅的に列挙されている。

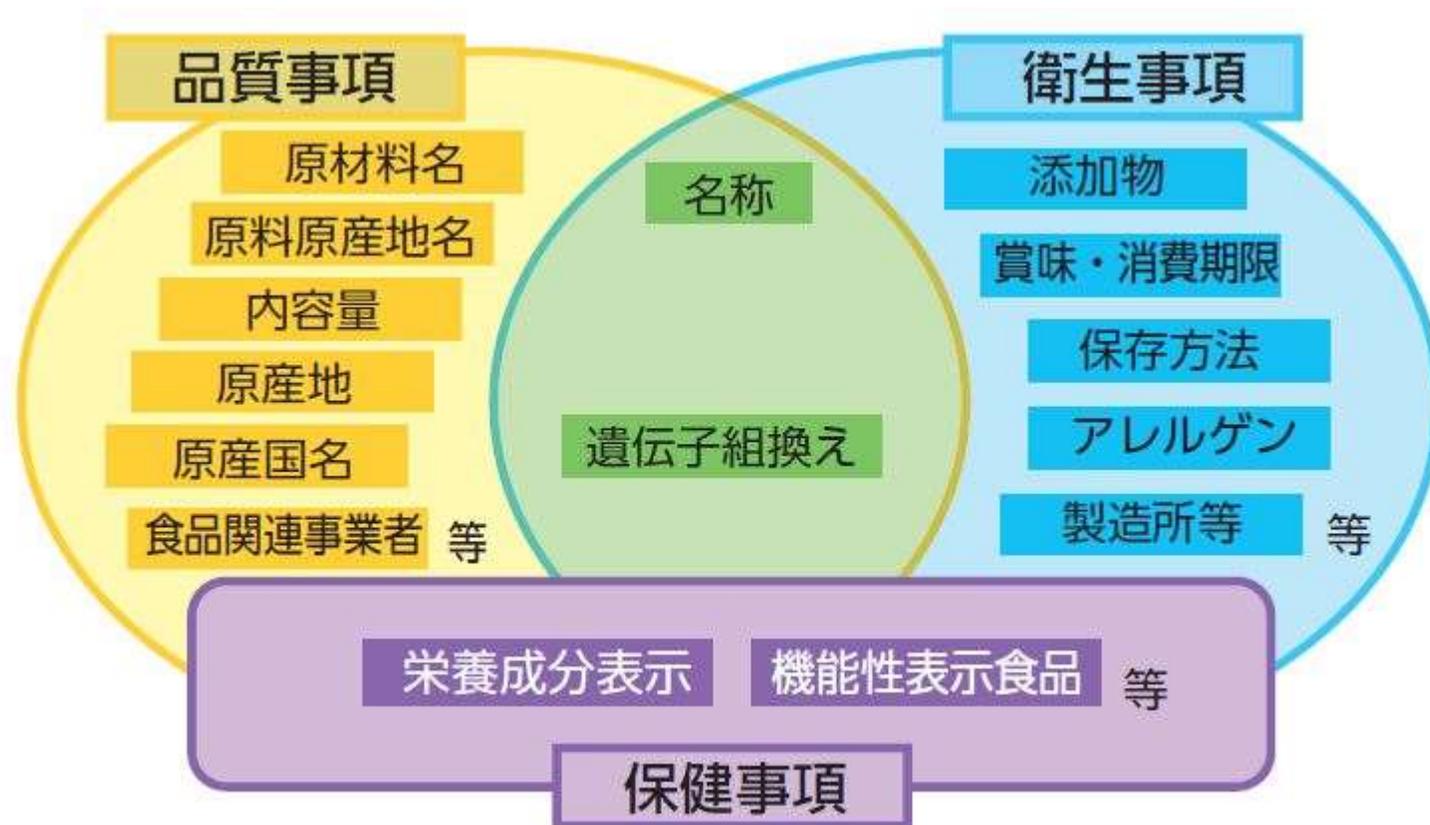
PITS標準項目	GTIN (JANコード)																																																				
<p>PITS商品規格書</p> <p>The PITS specification sheet includes detailed information such as product name, manufacturer (株式会社ピッツ), size, allergen information, and nutritional data.</p>	<p>GTIN (JANコード) の体系</p> <p>The diagram illustrates the structure of GTIN (JAN codes) with examples of different types: <ul style="list-style-type: none"> ①標準タイプ (13桁): (A)9桁事業者コード, (B)10桁事業者コード, (C)7桁事業者コード. Example: 4 59951116179. ②知照タイプ (8桁): (A)GTIN-8ワンオフキー, (B)別期タイプ6桁事業者コード. Example: 4550 0008. </p> <p>GS1 Japan Data Bank</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品識別情報</th> <th>概要</th> <th>サイズ</th> <th>日付情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品名</td> <td>品名</td> <td>種</td> <td>情報公開日</td> </tr> <tr> <td>商品名(カナ)</td> <td>商品情報URL</td> <td>高さ</td> <td>出荷可能日</td> </tr> <tr> <td>取扱品目コード</td> <td>商品コメント</td> <td>換行き</td> <td>出荷終了日</td> </tr> <tr> <td>J1CFS分類</td> <td>重量</td> <td>ロケーション</td> <td>GTIN使用終了日</td> </tr> <tr> <td>GPC</td> <td>税額</td> <td>原産国</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブランド名</td> <td>価格情報</td> <td>販売対象国</td> <td>画像情報</td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td>希望小売価格</td> <td>多言語情報</td> <td>外観正面</td> </tr> <tr> <td>表示用規格</td> <td>オープン価格</td> <td>言語</td> <td>外観裏側</td> </tr> <tr> <td>商品説明</td> <td>軽減税率判定区分</td> <td>商品情報URL</td> <td>棚前正面</td> </tr> <tr> <td>消費者向け区分</td> <td>消費税区分</td> <td>ME</td> <td>棚前上面</td> </tr> <tr> <td>自社商品コード</td> <td>消費税率</td> <td>登録事業者用ME</td> <td>棚前右側面</td> </tr> <tr> <td>GTIN(JANコード)</td> <td></td> <td></td> <td>棚前左側面</td> </tr> </tbody> </table>	商品識別情報	概要	サイズ	日付情報	商品名	品名	種	情報公開日	商品名(カナ)	商品情報URL	高さ	出荷可能日	取扱品目コード	商品コメント	換行き	出荷終了日	J1CFS分類	重量	ロケーション	GTIN使用終了日	GPC	税額	原産国		ブランド名	価格情報	販売対象国	画像情報	内容量	希望小売価格	多言語情報	外観正面	表示用規格	オープン価格	言語	外観裏側	商品説明	軽減税率判定区分	商品情報URL	棚前正面	消費者向け区分	消費税区分	ME	棚前上面	自社商品コード	消費税率	登録事業者用ME	棚前右側面	GTIN(JANコード)			棚前左側面
商品識別情報	概要	サイズ	日付情報																																																		
商品名	品名	種	情報公開日																																																		
商品名(カナ)	商品情報URL	高さ	出荷可能日																																																		
取扱品目コード	商品コメント	換行き	出荷終了日																																																		
J1CFS分類	重量	ロケーション	GTIN使用終了日																																																		
GPC	税額	原産国																																																			
ブランド名	価格情報	販売対象国	画像情報																																																		
内容量	希望小売価格	多言語情報	外観正面																																																		
表示用規格	オープン価格	言語	外観裏側																																																		
商品説明	軽減税率判定区分	商品情報URL	棚前正面																																																		
消費者向け区分	消費税区分	ME	棚前上面																																																		
自社商品コード	消費税率	登録事業者用ME	棚前右側面																																																		
GTIN(JANコード)			棚前左側面																																																		

GS1 Japan 公式サイトより転載

5.参考

(1) 食品表示法に基づく表示上の情報

- 食品の種類によって、それぞれ品質事項、衛生事項、保健事項について表示しなければならない。



出典：東京都保健医療局HP

5. 参考

(2) 諸外国における寄附量及び規制・税制優遇等の取組み

EUガイドラインの収載事項

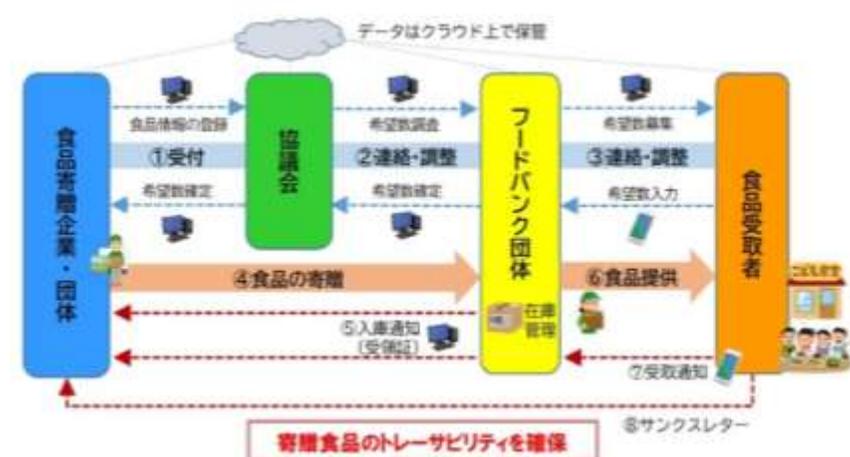
- 欧州委員会は、EUの関連規制を明確にした上で、食品再流通における障壁を取り除くことを目的として、食品の寄附に関するガイドラインを発行している。

食品の寄附に関するEUガイドライン（2017/c361/01）の構成と主な内容	
1 はじめに 1.1. 背景 1.2. 目的	<p>トレーサビリティを確保するため、以下の情報を保持すべき</p> <ul style="list-style-type: none">・ サプライヤーの名前、住所、及び供給された製品の識別情報・ 顧客（最終消費者を除く。）の名前、住所、渡した商品の識別情報・ 日付及び必要に応じて取引／配送の時刻・量または数量
2 対象範囲 2.1. 食品再流通とは何か 2.2. 余剰食品とは何か 2.3. 関係者は誰か	
3 食品再流通：関係者の役割と義務 3.1. 再流通の活動と慈善団体 3.1.1. 食品再流通のための余剰食品の分類 3.2. トレーサビリティ	
4 食品安全問題が発生した際の主な責任と法的責任の決定方法 4.1. 法的背景 4.2 余剰食品の再流通への影響	6 消費者への食品情報提供 6.1. 法的背景 6.2. 余剰食品の再分配への影響 6.2.1. 包装済み食品の情報要件 6.2.2. 言語要件 6.2.3. 包装されていない食品の情報要件 6.3. 日付表示 6.3.1. 法的背景 6.3.2. 余剰食品の再流通への影響 6.3.3. 卵：日付表示ルールと再流通方法
5 衛生面の規制と余剰食品の再流通 5.1. 全ての食品寄附活動に適用される一般衛生要求事項 5.2. 動物由来食品の再流通に適用される特定の衛生要求事項 5.3. ホスピタリティ、ケータリング、フードサービスセクターからの余剰食品の再流通に適 用される衛生要求事項 5.4. 再流通を促進するための余剰食品の冷凍	7 財政ルール 7.1. 付加価値税（VAT） 7.2. 財政的インセンティブ
	8 他のEUプログラム 8.1. 最貧困層への欧州支援基金（Fund for European Aid to the Most Deprived and food donations; FEAD） 8.2. 農産物における共通市場規則 8.3. 水産物における共通市場規則
	付録 1 食品寄附に関連する法的規定の要約表 付録 2 デシジョンツリー：慈善団体/フードバンクに供給する小売業者として、もしくは慈善団体/フードバンクとして、Regulation (EC) No 853/2004を遵守する必要があるか

出典：欧州委員会「食品の寄附に関するEUガイドライン（2017/c361/01）」事務局仮訳

5.参考

(3) 地域における食品寄附に係るマッチング事例<1/3>

取り組み地域	概要
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ● 都や都内区市町村が保有する賞味期限の迫った防災備蓄食品を、フードバンク等がWebを活用して円滑に調達できるマッチングシステム。 ● システムに都内区市町村が寄付する防災備蓄食品の情報を登録し、フードバンク等が希望する食品を検索・申込することで、両者のマッチングが成立。 
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業から寄贈された食品が受取者である福祉施設等に渡るまでのプロセスと、その食品に関する情報を電子データとして保持、共有するシステム。 ● 食品の寄贈から受取までを電子システム化することで、トレーサビリティの確保及び確実な連絡調整が可能。 

5.参考

(3) 地域における食品寄附に係るマッチング事例<2/3>

取り組み地域	概要
<p>岡山県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県が運用する事業系食品ロス削減マッチングサービス「おかやまフードトリップ」。 ● 未利用食品を提供したい事業者と提供を受けたいフードバンクをタイムリーにつなぐことが可能。 
<p>姫路市 (※姫路市の他にもタバスケを導入する自治体多数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 姫路市が運用する食品ロス削減マッチングサービス“Utteco Katteco by タバスケ” ● 本サービスは、WEBサイトおよび姫路市公式アプリ「ひめじプラス」に、市内の食品関連事業者が消費期限・賞味期限の迫る食品や生産・流通における規格外品など、廃棄になる可能性のある食品を通常価格よりも安価で販売する情報を発信。 ● 消費者（市民）は、それらの情報をもとに希望商品の注文予約がスマートフォンやパソコンでできるシステム。 

5.参考

(3) 地域における食品寄附に係るマッチング事例<3/3>

取り組み地域	概要
前橋市、板橋区	<ul style="list-style-type: none">● オイシックス・ラ・大地株式会社が、一般社団法人 RCF、ココネット株式会社（セイノーグループ）と連携して運営する「WeSupport」では、ひとり親世帯を中心とした子どものいる困窮家庭に向けた食品支援のプロジェクト「WeSupport Family」を実施。● 「WeSupport Family」では、食品寄附を行うサポート企業と、支援先の各団体とをマッチングし、各団体が運営するフードパントリーなどを通じて食品支援を実施。昨年11月から新たに前橋市と板橋区のフードパントリー事業へ支援を開始。 